

TikTok Shop支援サービス利用規定

(サービス概要)

第1条 当社は、TikTok Shop支援サービス（以下、「本サービス」といいます。）として、対象とするお客様のTikTok Shop（以下、「対象店舗」といいます。）の立ち上げ、運用支援、PR等の支援、各種コンサルティング、代行及びこれらに関連するサービスを実施します。

(総則規定の適用)

第2条 本サービスにかかる基本的条件として、当社が定める「PLAN-Bサービス総則規定」（<https://www.plan-b.co.jp/terms/>に掲載のもの）以下本規定において言及される全ての規定において同じ）が適用されるものとします。「PLAN-Bサービス総則規定」と本規定（本規定から参照されるその他の規定を含みます。以下本条において同じ）が矛盾抵触する場合には、本規定の定めが優先するものとします。

(個別契約)

第3条 本サービスを構成する役務の内容は、個別契約毎に異なります。サービスの内容にどのような業務が含まれるかについては、業務条件書（見積書、オリエンテーションシート、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書を添付した電子メール・LINE/Chatwork等のチャットシステム上のメッセージ・FAXを含みます。以下本規約において同じ）に定める通りとします。業務条件書を対象としてお客様が当社に申込書を提出した場合、本サービスにかかるお客様と当社の個別契約が成立します。

2 民法 641 条または同法 651 条の定めにかかわらず、当社による業務着手を問わず、当社との個別契約成立後は、契約期間が満了するまで、お客様は中途で個別契約を解約することはできないものとします。

(コンサルティング)

第4条 個別契約に対象店舗のためのコンサルティングが含まれる場合、当社は、準委任業務として、善良なる管理者の注意をもって、対象店舗のためのコンサルティングを実施します。

2 役務の性質上、当社によるコンサルティングの内容が客観的に妥当であること、漏れがないこと、お客様の目的に相違していないこと、誤りが無いことは保証されません。

3 コンサルティングの遂行に際して当社からお客様に提供する文書・資料に含まれる著作物の著作権は、提供後も当社に留保され、お客様の業務の遂行のために使用が許諾されます。

- 4 その他の事項に関しては、当社が定める「SNSコンサルティングサービス個別規定」に定める通りとします。

(運用・作業代行)

第5条 個別契約に当社による対象店舗のための運用・作業代行が含まれる場合、当社は、準委任業務として、善良なる管理者の注意をもって、お客様が実施すべき運用又は作業をお客様に代わって行います。

- 2 運用・作業代行の対象とする事項は個別契約において明示的に定めた事項に限定されます。
- 3 個別契約において特に定めた場合の他は、特定の成果物はお客様に納品されません。
- 4 運用・作業代行に際して著作物が生じた場合、当該著作物の著作権（著作権法第27・28条の権利を含みます）は、発生時に、当社からお客様に移転します。
- 5 役務の性質上、個別契約において特に定めた場合の他は、当社の作業品質が一定の水準に達していること、お客様の目的に相違していないことは保証されません。

(広告掲載代行)

第6条 個別契約に、対象店舗のための広告の掲載の代行業務が含まれる場合、当社が定める「Web広告掲載代行サービス個別規定」に定める条件が適用されるものとします。

(インフルエンサーマーケティング)

第7条 個別契約に、情報システムを利用した、当社の役員又は従業員ではないインフルエンサーとの仲介が含まれる場合、当社が定める「PLAN-BASP利用規約（広告主向け）」に定める条件が適用されるものとします。

- 2 個別契約に、当社が「Cast Me!」との名称で提供するインフルエンサーの仲介が含まれる場合、当社が定める「Cast Me!利用規約（企業向け）」及びその関連規定が適用されるものとします。
- 3 個別契約に、前項の役務には該当しない、当社の担当者が主導して実施する当社の役員又は従業員ではないクリエイター・タレント・インフルエンサー等との仲介が含まれる場合、当社が定める「キャスティングPRサービス個別規定」に定める条件が適用されるものとします。
- 4 個別契約に当社が管理するインフルエンサーアカウントを実施したPRが含まれる場合、当社が定める「自社メディアプロモーションサービス個別規定」に定める条件が適用されるものとします。

(その他の制作)

第8条 個別契約に成果物の制作が含まれる場合であって、前各条のサービスによって生じたものではない場合には、当社が定める「SNSコンテンツ制作サービス個別規定」に定める条件が適用されるものとします。

(準委任契約)

第9条 個別契約における業務が準委任である場合であって、成果物の完成や報告を業務完了の条件としていない場合は、業務の実施期間の満了をもって、当社の業務が完了したものと扱われます。

(制限事項)

第10条 当社が提供した成果物、成果物を掲載する当社メディアは、法令・ガイドラインの遵守、適正性の確保、市場性・優位性の確保のため、随時修正される場合があります。

- 2 当社の判断にて業務の一部を第三者に委託することができるものとします。当社は、業務条件書において明示される以外の委託先名称、委託料等の委託条件、委託先の当社等との取引実績、委託先による業務実績や成果をお客様に開示する義務を負いません。
- 3 本サービスは、性質上、炎上等、SNSやその他のインターネット上での過剰な反応を引き起こす可能性があります。そのような反応が起きないこと、反応を収束させられることは保証できず、当社やインフルエンサーの過失を問わず、お客様において対応に要した費用や、信用の低下を補償することはできません。

株式会社PLAN-B

制定：2025年7月15日